



2019年6月3日

各 位

会社名 株式会社インソース  
代表者名 代表取締役 執行役員社長 舟橋 孝之  
(コード番号：6200 東証第一部)  
問合せ先 取締役執行役員グループ経営管理部長 藤本 茂夫  
(TEL: 03-5259-0070)

### 株式分割及び定款の一部変更並びに配当予想に関するお知らせ

当社は、2019年6月3日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更並びに配当予想について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式分割の目的

株式を分割することにより当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたします。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

2019年8月31日(土)(当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年8月30日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき1.25株の割合をもって分割いたします。

なお、分割の結果1株に満たない端数が生じるときは、その端数の合計額に相当する株の株式を買受けし、その代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて交付いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

- |                  |   |             |                |
|------------------|---|-------------|----------------|
| ①株式分割前の発行済株式総数   | : | 17,048,600株 | (2019年3月31日現在) |
| ②今回の分割により増加する株式数 | : | 4,262,150株  |                |
| ③株式分割後の発行済株式総数   | : | 21,310,750株 |                |
| ④株式分割後の発行可能株式総数  | : | 75,000,000株 |                |

(注) 本取締役会の決議日から株式分割基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式数が増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 : 2019年8月16日(金)  
②基準日 : 2019年8月31日(土)  
(当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年8月30日(金))  
③効力発生日 : 2019年9月1日(日)

(4) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、次の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を当該新株予約権の発行要項に従って、2019年9月1日以降、下記のとおり調整いたします。

新株予約権	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	156円	125円
第3回新株予約権	156円	125円
第4回新株予約権	1,685円	1,348円

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法184条第2項の規定に基づき、2019年9月1日(日)をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。(下線部分に変更箇所となります。)

現行	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60</u> 百万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>75</u> 百万株とする。

(3) 変更の日程

- 取締役会決議日 : 2019年6月3日  
効力発生日 : 2019年9月1日

#### 4. 配当予想について

2019年4月26日に公表いたしました「2019年9月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の2019年9月期の期末配当予想について1株当たり14円として公表しておりましたが、株式分割後の1株当たりの期末配当予想を株式分割前と同額の14円とすることといたしました。これは、株式分割前1株当たり期末配当予想に換算いたしますと、前回予想の14円から修正後17円50銭となり、実質的に3円50銭の増配となります。

	年間配当金 (円)		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (2019年4月26日公表)	0.00	14.00	14.00
今回予想 (株式分割前換算)	0.00	14.00 (17.50)	14.00 (17.50)
前期実績 (2018年9月期)	0.00	12.00	12.00

(注) 上記表中の( )内の金額は、上記の株式分割を考慮しなかった場合の1株当たりの配当金額であります。

#### 5. 株主優待制度について

株主優待制度につきましては、今回の株式分割による内容の変更はなく、実質的な制度拡充となります。

以 上